



平成 19 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社東邦システムサイエンス
代表者名 代表取締役社長 篠 原 誠 司
(コード番号 4 3 3 3 東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 高 橋 誠
電話番号 0 3 (3 8 6 8) 6 0 6 0

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 14 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき以下のとおり当社における業務の適正を確保するため、また財務報告の適正性を確保するため必要な体制の整備を行う。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、「T S S 基本理念」、「T S S 企業行動原則」からなる「T S S 企業行動基準」を定め、取締役および使用人が法令・定款および企業倫理を遵守した行動をとるための規範としております。

また、「公益通報者保護規程」を定め、内部通報制度として「T S S ヘルプライン」を設置しております。

2. 取締役の職務執行に関わる情報の保存および管理に関する体制

当社は「文書保存規程」を定め、取締役の職務の執行に関わる情報を文書にて保存しております。

文書の保存期間は、主管部署ごとに「文書保存一覧表」として明示されており、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等は永久保存、株主総会関係書類は 10 年保存とするなど、重要な書類は長期に保存することとしております。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社の損失の危機の管理はそれぞれの業務執行の責任部署である管理本部、営業開発本部を中心に全体管理を行っております。

また、品質、情報セキュリティ、個人情報保護その他個別のリスクに対処するため専門の委員会を設け、リスクの把握及び対応を行っております。

今後は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを充分認識したうえで、リスク管理に関わる組織、規程等の管理体制を整備・充実してまいります。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回定例開催しております。

また、経営と執行の分離および責任と権限の明確化を図る観点から執行役員制度を導入し、経営上の最高意思決定を行う者を取締役、各業務部門の執行責任者である者を執行役員としております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の子会社は100%子会社1社であり、社長を含め当社役員または当社社員が子会社役員を兼務しているため、情報交換および意思疎通も綿密であり、月1回の定例取締役会開催とともに「関係会社管理運営規程」に基づいた適切な管理運営体制を構築しております。

6. 監査役の補助使用人に関する事項および監査役補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、経理部または総務部から監査役を補助すべき使用人を指名することとします。

監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとします。

7. 取締役および使用人の監査役への報告に関する体制、その他監査役監査の実効性を確保するための体制

取締役および使用人は当社の業務または業績に与える重要な事項について監査役に適宜報告するものとしております。

なお、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることが出来るものとしております。

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会、幹部会、部長会等重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に関わる重要な文書を開覧し、取締役および使用人に説明を求めるものとしております。

また、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、監査役は内部監査担当および外部監査人と緊密な連携を保ちながら自らの監査業務の達成を図ることとしております。

8. 財務報告の適正性の確保

当社は、関係法令・会計基準等に準拠した正確な記録を行い、内部統制環境を整備することで財務報告の信頼性を確保し、また、適時・適切な情報開示を行います。

以 上